

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第67号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項表以外の部分中「同表」を「同表の」に改め、同条中第18項を第19項とし、第15項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第14項の後に次の1項を加える。

15 保健福祉局保健福祉部適正給付推進課に属する職員（本務として命じられたものに限る。）のうち、次の表の左欄に掲げる職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、同表の右欄に掲げる室及び課の職員に兼職されたものとみなす。

課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長及び担当係長	保健福祉局保健福祉部監査指導課、同局障害保健福祉推進室、同局生活福祉部保険年金課、同局子育て支援部児童家庭課及び保育課、同局長寿社会部長寿福祉課及び介護保険課、同局保健衛生推進室保健医療課、医務審査課及び生活衛生課、全ての福祉介護課並びに全ての区役所又は区役所支所の福祉部支援課、同部保護課及び同部支援保護課
他の職員	保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課及び監査指導課、同局障害保健福祉推進室、同局生活福祉部地域福祉課及び保険年金課、同局子育て支援部児童家庭課及び保育課、同局長寿社会部長寿福祉課及び介護保険課、同局保健衛生推進室保健医療課、医務審査課及び生活衛生課、全ての福祉介護課並びに全ての区役所又は区役所支所の福祉部支援課、同部保護課及び同部支援保護課

第2条第17項中「前条第17項」を「前条第18項」に、「同条第18項」を「同条第19項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「前条第16項」を「前条第17項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「前条第15項」を「前条第16項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項の後に次の1項を加える。

15 前条第15項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、社会保障制度の適正化に関する事務に従事させる。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)